

平成 29 年度いじめの対応状況について

1 調査目的

区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。

2 調査方法

- (1) 調査方法 児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式
- (2) 調査対象 小学校 1 年生から中学校 3 年生までの全ての児童・生徒・保護者
- (3) 調査対象期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで
- (4) いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約 3 か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合いじめの解消としている。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数 (件) *平成29年6月30日時点	いじめの対応状況		
		対応を継続中(件)	解決件数 (件)	解消件数 (件)
小学校	32	8	21	3
中学校	22	3	4	15

4 いじめの態様

校種	いじめの態様						計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③暴力	④隠す・ 盗る	⑤誹謗・ 中傷	⑥その他	
小学校	20	7	10	5	1	0	43
中学校	14	3	5	1	6	1	30

※ いじめ 1 件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

5 調査結果の分析・対応

- いじめの認知件数が小・中学校で共に減少している。これは、いじめの未然防止に向けて、組織的に取り組んだ成果である。一方で、SNS を通じたトラブルについては、表面化しづらい傾向もあり、学校が認知できないいじめが潜んでいる可能性を踏まえ対応していく必要がある。
- いじめの態様の多くは悪口であった。定期的なアンケートや家庭との連携を通して、継続的・組織的に未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む必要がある。
- 小学校 8 件、中学校 3 件が継続案件である。教師が「いじめは許さない。」と毅然とした態度で学級経営を行うとともに、道徳教育等を通して、思いやりの心情を育てていく。

6 今後の主な取組

- (1) いじめ防止研修会を12月に実施し、参加した教員が還元研修を校内で行うことにより、いじめに対する教員の対応力を高めるとともに、保護者等にも公開し、学校の取組の理解を深め、保護者のいじめ問題に対する意識を高める。
- (2) 人権教育推進委員会において、「自他の生命を大切にする心を育む指導」「自己肯定感を育む指導」について授業モデルを作成・配布し、子どもたちの人権感覚を育む。
- (3) 小・中連携教育において、互いに認め合う態度を育む取組や子ども同士が話し合う中で、合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。
- (4) 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」の定着を図るとともに、家庭と連携し「家庭ルール」づくりを推進することで、児童・生徒自らがルールの必要性和正しい使い方を理解し、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれない力を育成する。
- (5) 定期的にアンケート調査を実施し、その結果をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた校内委員会で情報共有し、組織的に検討した上で対応する。
- (6) 6月に配布したリーフレット「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために～自己肯定感や自己有用感を育むために学校ができること～」を活用し、児童・生徒が安心して学校生活を過ごせる環境づくりを推進する。
- (7) リーフレット「いじめ対応マニュアル」を配布し、いじめに対する組織的な対応について教職員の理解を図り、教員一人ひとりの対応力を高める。
- (8) 「教育相談の充実に向けた学校対応指針」を配布し、各校の教育相談体制の充実やスクールカウンセラー等の活用を図る。